

平成25年12月13日（金）

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は21人で定足数に達しております。

○議長（石橋英和君）これより本日の会議を開きます。

○議長（石橋英和君）この際、当局より発言の申し出がありますので、これを許します。

市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）おはようございます。

早速ですが、この前、12月5日にご審議いただきました議案第1号 一般会計補正予算案におきまして、53ページ、債務負担行為の市民活動サポートセンター指定管理料につきまして、11番土井議員より指定管理料の積算内容についておたがしがありました。その際の答弁に一部誤りがありましたので、おわびと訂正をさせていただきます。

市民活動サポートセンターの1年間の指定管理料は813万1,000円と答弁させていただきましたが、ロッカー、広幅印刷機等の使用料及び複写手数料などの収入23万1,000円の積算内訳の説明がもれておりました。よって、1年間の指定管理料は、支出の813万1,000円から収入の23万1,000円を差し引いた金額790万円となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。どうも大変失礼いたしました。

○議長（石橋英和君）ご了承願います。

この際、報告いたします。総務委員会委員長 岡君から平成25年12月6日付をもって議

案1件が、同じく議員 中本浩精君ほか7人から平成25年12月2日付をもって議案1件が、同じく議員 楠本君ほか6人から平成25年12月10日付をもって議案1件が、同じく議員 中本正人君ほか6人から平成25年12月11日付をもって議案1件が提出されました。議案は、お手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において8番 山田君、22番 中本正人君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（石橋英和君）日程第2 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君）おはようございます。

それでは、総務委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月5日の本会議において、本委員会に付託された議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月6日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第15号は、橋本市市民活動サポートセ

センターの指定管理者として、社会的信頼が厚く、福祉のボランティアとの関係も良好である社会福祉法人橋本市社会福祉協議会を平成26年4月1日から29年3月31日までの3年間指定するものである。

委員から、運営管理仕様書の項目には、管理業務遂行に十分な能力を持つ職員を確保するとあるが、その能力の内容について ただしがあり、相談対応能力やセンターの利用活性化を図る企画運営能力が必要と考えており、本年1月から3月までNPO法人から指導を受けていた当センターの職員が引き続き配置される予定である との答弁がありました。

社会福祉協議会を指定管理者として指定するにあたり、法人に関する手続きが必要かとのただしがあり、当協議会は既に法人登記済みであるが、法人の事業活動の範囲としてセンターの管理運営に関する業務を追加する必要がある との答弁がありました。

市施設の管理運営を行うのに、貸付料として光熱水費を徴収することについて ただしがあり、市が支払う指定管理料から、管理者が市に賃借料として光熱水費を支払うことになる。事務手続きは重複することになるが、光熱水費を含めた全体の経費を計上することで、運営費を明確にして指定管理を行うためである との答弁がありました。

日曜、祝日が閉館となっていることで支障はないか、また夜間の使用状況について ただしがあり、本年4月から10月までの来館者は土曜日が284人、平日で最も利用の多い火曜日が409人であり、平日の利用者が多い傾向があるので、休館日の変更は考えていない。夜間については火曜日が57人、木曜日が71人であった との答弁がありました。

以上です。賛同のほど、よろしくお願いたします。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に

対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第14号 市道路線の認定について と、日程第4 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について の2件

○議長（石橋英和君）日程第3 議案第14号 市道路線の認定について と、日程第4 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 8番 山田君。

〔8番（山田哲弥君）登壇〕

○8番（山田哲弥君）それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月5日の本会議において、本委員会に付託された議案第14号 市道路線の認定について、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月9日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと

決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第14号は、国土交通省が京奈和自動車道関連事業として建設した道路であり、本市が帰属を受ける南側道中島1号線及び南側道中島2号線を新たに市道として認定するものであり、委員会はさきに現地へ赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、本区間が開通し市内の京奈和自動車道側道が全線供用されると交通量の増加が予想されるが、信号機や街路灯の設置計画はあるかとのただしがあり、今回の認定区間において、地元区から一部交差点への信号機設置要望を受けており、橋本警察署に要望済みである。街路灯については必要な箇所に設定できるよう、今後、国土交通省と協議したいとの答弁がありました。

議案第17号は、やどり温泉いやしの湯について、現在、赤字経営となっているが、指定管理者であるケービックス株式会社大阪支社の経営実績、財政基盤、また、本施設の管理運営実績などを総合的に判断した結果、引き続き同法人を指定管理者とし、平成26年4月から28年3月までの2年間指定するものである。

委員から、経営改善策の一つに挙げている宿直廃止についてただしがあり、宿泊者があれば旅館業法に基づき最低1名の宿直が必要であるが、本施設の宿泊所は本館内になくロッジ風に整備している。一般旅館とロッジで取り扱いを区分できれば、宿直を廃止して地元在住の従業員への電話連絡等で対応したいと考えており、宿直廃止が法的に可能か調査したいとの答弁がありました。

現在、食堂部門は指定管理者が地元のやどり地域振興協会に部分委託しているが、経営ノウハウを十分に生かすには指定管理者による直営が必要ではないかとのただしがあり、

指定管理者との協議において、直営にすれば新たに食堂部門の人員費が発生すること、また、施設の管理運営には地元の協力が不可欠であることから、従来どおり対応したいと聞いているとの答弁がありました。

九度山町からのアクセス道路の通行どめに伴う影響についてただしがあり、近隣からの来客者の多くは橋本市側のアクセス道路を利用しているが、約4割を占める遠方からの来客者は九度山町側からアクセスすることが多いため、非常に影響が大きいとの答弁がありました。

指定管理料について、仕様書で「変更すべき特別な事情が生じた場合は両者協議の上定める」としているが、さらなる電気料金の値上げがあれば増額する可能性はあるかとのただしがあり、エネルギー情勢、供給の見通しがつきにくい中、大きな価格改正があれば両者協議の上定めるとしている。27年度については、400万円を上限として電気料金の値下げや指定管理者の利益が上がれば指定管理料を減額したいが、さらなる電気料金の値上げがあれば400万円を超える協議が必要となるとの答弁がありました。

以上でございます。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）議案第17号に関して、委員長にお尋ね、2点ばかり行わせていただきます。

委員会質疑において、事業者と契約するにあたり、行政側に財源の裏付けを確認されましたかということがまず1点。2点目が、指定管理契約は事業者にとって設備、施設償却、固定資産税がかからない利点や、賃料すらか

かっていない中で、経営難であることについて意見や質疑は行われましたか。この2点についてお尋ねさせていただきます。

○議長（石橋英和君）8番 山田君。

○8番（山田哲弥君）松本議員からの質問に対してお答えしたいと思います。

今、2点について、委員会でそういうお話があったかどうかということにつきましては、それはございました。そういったことで、それについていろいろ審議した結果が、このような形で報告書を朗読させていただいております。

以上です。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）答弁もれ、ご指摘ください。

○17番（松本健一君）それはございました。この報告のとおりです、という内容でお答えいただきましたが、私が聞いているのは、事業者と契約するにあたって、行政側に財源の裏付けを確認されましたかということです。それがあったということで認識してよろしいかということで、ご確認を再度お願いします。

もう一点の、経営難であることについて、意見や質疑はこの指定管理料だけではなくて、設備の償却や固定資産税がかからないという利点がこの指定管理者にはあるという点を確認されましたかという2点で、もう一度、再度お尋ねさせていただきます。

○議長（石橋英和君）8番 山田君。

○8番（山田哲弥君）ただ今のご質問でございますけれども、そういう財政的な面につきましては、2年間で800万円かかると。だから1年で400万円やというようなことで、財政的につきましては、今後2年間にわたる金額800万円について、単年度400万円という形で計上してまいりたいという当局側の答弁でございました。

それから、経営面につきましては、それはケービックス株式会社とそれから市の担当課との話し合いで、それはどちらもわかっていることだと思っております。

以上です。

○議長（石橋英和君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）ということでございますと、400万円は特に何かを削ってここに充てるということはなかったという認識でよろしいのかと思いますが、我々、6月議会で議員定数を2名既に削減しております。こういった部分で、赤字の補填に使われるということが一番困る話と思いますが、そういった点について委員長はどのようにお感じなのか、所見が伺えれば聞かせていただきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）8番 山田君。

○8番（山田哲弥君）議員の定数が次の選挙から2名減という形で、1人だいたい800万円ぐらいの報酬が、ボーナスを入れましてあるだろうと思います。そういったことで、二八、十六の1,600万円ぐらいの予算が、議会の予算が削減できるんじゃないかということになると思うんですけども、それはそれで議会として、やはり市の財政を考えるならば、やはり削減すべきではないかという、議会改革の中におきましてもそういった意見がございました。次回の選挙時には2名減という形になりました。その削減される金額について、充当する云々の話でございますけれども、それは当局に考えていただくべきお話ではないかと、私はそのように感じております。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）議案第17号について、お尋ねをいたします。2年間の債務負担でございますけれども、これで要するにこの本施設を、2年間は実質的には補助を出しますよ

ということですが、将来的にこの施設について、どうしていこうという方針を持つての上での予算付けなんでしょうか。

といますのは、ずっと赤字が継続していく。それでも市の施設であり、観光の奥座敷としての拠点であるから、これは維持をしていかなければならないというような方針で今回の予算を上げられたのか、あるいは、暫定的に2年間は補助金を出して様子を見るけれども、その先については、このやどりについては、売却等も含めて再検討するんだというような方針でこの予算をつけられたのか。そういう議論があったのかなかったのかについてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（石橋英和君）8番 山田君。

○8番（山田哲弥君）ただ今、中西議員から、2年間にかけて債務負担行為を打って、2年間800万円という形で債務負担行為を打っておるけれども、将来、今現在契約しておるケービックス株式会社が、このままで行くと単年度400万円を赤字補填していても、2年市は見ると言っておるけれども、その後、どうなるかというようなお話だと思うんですけども、将来的には、これはやはりこの2年間の間で、要するにいやしの湯に行っていただけ人が増えるかもわかりませんね。減るかもわかりません。けれども、2年間は契約すれば、やはり2年間、ちゃんと契約書に基づいてケービックス株式会社に責任を持ってやっていただくと。そしてまた、2年後の件でございますけれども、2年後につきましては、これもまた社会情勢の変化によって、どう変わるかわかりませんけれども、それまでに、この2年間の間にやはり市としても考えて、その間に、将来これが行けるか行けないかということについては、当局が判断していくべきものだと思っております。

○議長（石橋英和君）7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）まず一つは、答弁もれを指摘させていただきたいんですけども、そういう質疑応答があったのかどうか。2年間については暫定的に予算をつけて、ケービックスに継続して経営をしていただきますよということ。それについて、それが経営改善の努力をしていただいて、その2年たつ、まあ直前になるかと思えますけれども、今時分ですかね。その2年後に、これは再度基本的な方針について考えていくんだというような質疑応答があったのか、それとも、やはりこの施設というのは橋本市の施設であるんだから、何としてでも継続をしていくんだというような基本的な方針がある中で、債務負担行為はつけられたのか、という議論がまずあったのかなかったのか。委員長の所見は結構でございますので、そこのところだけ再度、お尋ねいたします。

○議長（石橋英和君）8番 山田君。

○8番（山田哲弥君）ただ今のご質問でございますけれども、それはそれで委員会の中におきまして、いろいろと当局からも説明を受けまして、そういったお話につきましては、承ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）私がただしをさせていただいておりますのは、基本的にそういう説明や質疑が、基本的な、根本的な今後の将来にわたる方針について質疑応答があったのかなかったのか。つまり、再度言いますが、これはあくまでも暫定的2年間の様子を見るための先延ばしといいますか、の予算であって、この施設をどうするかについて、基本的にはこれを赤字は若干補填しながらも、やはり継続をしていくという基本方針があった上で、この債務負担をつけるのか。それとも、そういう方針は何もないんだけれども、とりあえ

ずつけるんだと。経営の改善を見たいんだということであったのか。そういう議員から質疑があって、当局から、その基本的な方針についての説明があったのかどうかについてただしを、再度、再質問ではなく、答弁もれということで指摘をさせていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）8番 山田君。

○8番（山田哲弥君）私のお話に対して、中西議員も、もう少し考えていただかなきゃならないと思うんですよ。ただ、こういった公の施設の管理者指定について、当局からこれも説明をちゃんと受けまして、そして、その会議の中におきまして、そういったお話もされた上でこの委員長報告をさせていただいておるわけでございます。

以上です。

○議長（石橋英和君）7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）全く私のお尋ねしていることと答弁とはかみ合っておりませんので、これはどうしたらええんでしょうね。私が聞いていることは、全くご理解いただけてないだけでないのかなというふうに思わざるを得ないですね。

（発言する者あり）

○7番（中西峰雄君）あったんですか。どういう説明があったんですかということですか。どういう説明が。だから、基本的な今後のあり方について、どういう説明があったのか、ご報告をお願いしたいです。

○議長（石橋英和君）委員長、まずは、会議内容の報告という格好で発言を願いたいと思います。委員長の所見を述べていただく場ではございません。

それと、中西議員、先ほどの委員長報告は、質問された内容については、そういう議論があったという委員長報告と理解できると考えます。

○7番（中西峰雄君）その議論がどういうものであったのかということですか。

○議長（石橋英和君）質問内容は、ありましたか、どうでしたかというご質問のように、こちらはとっておりますが。

ちょっと待ってくださいね。まだ発言を許しておりません。

中西議員、いかがですか。

7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）では、再質問という形で再度させていただきますが、議論があったと、質疑応答があったということは理解できました。その中で、市のほうから、どうぞ説明があったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（石橋英和君）8番 山田君。

○8番（山田哲弥君）これは12月9日、審議されたわけでございまして、その中身につきましては、今ご報告させていただいたとおりでございまして、詳細につきましては、そこは私も頭が悪うございますので、記憶が定かではございません。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告に反対の立場で討論を行わせていただきます。

今回の指定管理者の指定については、2年間で800万円をただ無計画に抛出する今回の指定管理者の指定は、これまで2年間、当局の怠慢が招いた結果であり、体質です。このまま市民の汗水流した血税を、ただ右から左へとはいきません。十分に経営改善計画を示すまで閉鎖もやむを得ないと考えます。

よって、委員長報告の可決に反対とさせていただきます。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

7番 中西君。

〔7番（中西峰雄君）登壇〕

○7番（中西峰雄君）議案第17号について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど、反対討論にありましたように、きちっとした経営計画がないままに、債務負担で補助金を出していくということについては問題があるかと思えます。

ただ、本施設は建設開業後間もない施設でありまして、しかも、かなりの巨額の費用を要した施設でございます。これについて、当初の経営がうまくいっていないということで、これを閉鎖するということはいかがかなというふうに考えます。この2年間について、その2年間の間に経営改善を指導しつつ、経営改善を見れないときに、再度、基本的なこの施設のあり方を再検討するというところで、私は本議案に賛成をさせていただきたいという

ふうに思います。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、賛成の立場から討論します。

事業というものは、はじめからうまくいく、すべてうまくいくと、そういうものではありません。いろんなことを試行錯誤しながら、良くなっていくのもあれば、それでもダメな場合もあると。いろんな場合があるので、この場合には、非常に困難な条件のもとにケーブルックスが引き受けてくれたと。それで、災害とかいうことにも遭って、条件の悪いことが重なってこういうふうになったので、もちろん、経営の方針あるいは個々の手段については反省してもらって、改善すべきところはあると思いますけれども、大きな投資をして、それで2年間の試行期間というか、実質的にはそうだと思うんです。それで、なおかつやっぱり何年間かやってみて、最善を尽くしながら、市当局も応援しながらやってはじめて、これは見込みないなと思ったらやめたらいいので、まだそこまで判断してやるというのは早計だと思います。

この指定管理者を引き受けてくれる会社を公募したときにも、なかなか公募に応じてくれなかった。それほど会社にとってうまみのある事業ではないということが一般的な判断で、そこで来てくれた会社に対しては、これほどぐらいの管理料はやむを得ないと。また、市当局、会社ともどもいろんなことを勉強して改善して行って、それで軌道に乗せていくまで、もうしばらく温かい目で見守るのが正解かと思えます。

議員の定数削減がどうのと、それはそれでやったので、これはこれの話で、全く直結し

てどうのこうのと話しすることは間違いだと、私はそのように判断します。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（石橋英和君）日程第5 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）文教厚生委員会の報告を行います。

去る12月5日の本会議において、本委員会に付託された議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月10日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第16号は、平成27年4月開園予定である橋本こども園の指定管理者について、公募を行ったところ、3法人の応募があった。橋

本こども園指定管理者選定委員会を開催し、7項目の審査基準について合計100点に設定し評価した結果、委員1人当たりの平均点が最高の71.5点であった社会福祉法人子どもの家福祉会を指定管理者として平成27年4月から32年3月までの5年間指定するものである。

委員から、当該法人の各審査項目の得点について ただしがあり、（1）こども園での適切な教育・保育の提供能力は19.7点、（2）指定管理業務を安定して行う能力は13.4点、（3）子育て支援及び地域との連携は10.5点、（4）給食は7.3点、（5）こども園の収支及び危機、安全、衛生等の体制は6.6点、（6）円滑な引き継ぎ保育の確保は10.1点、（7）申請理由及び発達支援保育は3.9点であったとの答弁がありました。

統廃合される橋本保育園や橋本東保育園、橋本幼稚園に現在就業中の職員は、橋本こども園に継続して雇用されるのか とのただしがあり、指定管理者審査基準には、円滑な引き継ぎ保育の確保として、現在就業中の嘱託・臨時職員の雇用に努める、との項目がある。統廃合を行った市内の他のこども園等では多くの職員が継続して雇用されている状況であり、同こども園においても、希望者は指定管理者による基準を満たせば雇用されるものと考えている との答弁がありました。

以上、委員長報告とさせていただきます。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。



○2番（阪本久代君）議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について 反対の立場から討論を行います。

橋本市立橋本こども園の指定管理者に、社会福祉法人子どもの家福祉会を指定する議案です。幼保一元化計画によるものですが、保育園、幼稚園を統廃合し、保育所型の認定こども園とし、運営を民営化する幼保一元化計画に反対です。特に、本来保育という連続性のあるものに、指定管理期間のある指定管理者制度はふさわしくない。公営にすべきと考えます。

以上をもって反対討論とします。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。